

### 春の農繁期、作業前にもう一度安全確認を！

年間の中で最も農作業事故の発生が多いのは、春作業が行われる4～5月頃と収穫期の9月頃です。

農作業事故の発生原因をみると、農業機械・施設の利用中が95%、その他の原因が5%となっています。特に農業機械利用中のものとしては、乗用型トラクター、歩行型トラクター（管理機）が73%を占めています。乗用型トラクターでは、移動時の転落による事故が多く、交差点を曲がりきれずにほ場や水路に転倒し、なげだされたり、トラクターの下敷きになったりといった事故が多く、歩行型トラクターでは、ハウス内のバック耕うん時に跳ね上げられたハンドルと、ハウスの支柱等に挟まれたり、ロータリーに巻き込まれるといった事故が多く起きています。

今の時期から家族や農作業に関わるみんなで農作業事故のポイントを確認し合い、事故の無い1年にしましょう。

#### 事故防止のための注意点

##### □農業機械作業の注意点

- 道路の路肩や、ほ場の出入口、傾斜地でのトラクター等の転倒、転落に十分注意しましょう。（万が一の場合に備えて、安全キャブ又は安全フレームを装着しましょう！）
- トラクター等で道路を走行する時には、反射板や低速車マークを取りつけ、後方から追突されないよう十分注意しましょう。
- 作業を始める前には、農機具の取扱説明書の確認や、整備点検を行い、安全な運転操作に努めましょう。
- 機械の修理・点検や稲わら等を除去する時などは、必ずエンジンを停止させましょう。
- 機械に衣服などが巻き込まれないよう、作業に適した服装で作業しましょう。

##### □農業機械作業以外での注意点

- 脚立やはしご等を使って作業する場合は、落下や転倒をしないよう、足場に十分注意しましょう。

##### □万一の事故に備えた労災保険の加入

- 事故が発生した場合に備え、労災保険に加入し、必要に応じて障害共済等の各種任意保険にも加入しておきましょう。

（労災保険に関する問い合わせは管理課まで）



昨年の表紙を飾っていた皆さま、ご協力ありがとうございました



## 連合会 公認会計士による会計監査を義務付け 都道府県中央会は「連合会」に

	法制度等の骨格
中央会の組織のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○JA都道府県中央会については、経営相談・監査、代表、総合調整を行う「連合会」に移行。 ※2019年3月31日までに移行</li> <li>○JA全中については、代表、総合調整などを行う一般社団法人に移行。 ※2019年3月31日までに移行</li> </ul>
中央会によるJAの監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貯金量200億円以上のJA等については、公認会計士による「会計監査」を義務付け。</li> <li>○JA全国監査機構を外出し、公認会計士に基づく監査法人を新設。</li> <li>○JAは、新設する監査法人による監査か、その他民間の監査法人による監査かを選択。</li> <li>○「業務監査」(コンサル)は、JAの任意。</li> </ul>
中央会による破たん未然防止機能	※関係する記述なし

政府が決定した法制度等の骨格では、JA都道府県中央会は、2019年3月末までに、経営相談・監査、代表、総合調整を行う農協法上の「連合会」に移行するとしてきました。JA全中は同じ2019年3月末までに、代表、総合調整などを行う「一般社団法人」に移行するとしてきました。JAの監査は、200億円以上のJAに公認会計士による会計監査を義務付け、JA全国監査機構を分離して新設する監査法人か、その他の監査法人かを選べ、「選択制」に変更することとなります。新たな監査法人は、会計監査と業務監査の両方が可能で、業務監査はJAの任意となりました。新しい制度への移行においては、JAの負担を増やさずに、今後も継続して監査を受け続けられるようにする必要があります。

また、中央会監査が果たしてきたJAの破たん未然防止については、今回の骨格では触れられておらず、引き続き取り組めるようにする必要があります。

## 農業所得向上 地域活性化へ総力を

▶これまでの流れ

2014年 5月14日	規制改革会議・農業ワーキンググループが「農業改革に関する意見」を発表
6月	与党が「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」を決定
6月24日	政府が「規制改革実施計画」を策定
11月 6日	JAグループが「自己改革」を発表
2015年 2月13日	政府が農協改革の法制度等の骨格を決定 通常国会で農協改革関連法案を審議

2014年5月の規制改革会議による農業改革案に端を発した農協改革について、政府は2月13日、法制度等の骨格を決めました。政府は今通常国会で、農協改革の関連法案の提出を予定しています。JAグループは、今回の決定により組合員の営農やくらしに悪影響を及ぼすことのないよう注視していくとともに、改革の目的である「農業所得の向上、地域の活性化」に結びつくよう、総力を挙げて取り組みを進めていきます。

## 組合員の総意が新しいグループを創る

今回の「法制度等の骨格」に基づき農協法改正が行われ、これまでJAグループの組織・事業を支えてきた諸制度・前提が大きく変わります。将来のJAグループの組織・事業のあり方について組合員1人1人の声や外部の意見を十分反映しながら自己改革の検討を進めていきます。

**これからのJAグループ 組織・事業のあり方の検討**

〈基本的考え方〉

- ①「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、農業所得の増大、地域の活性化を実現するため、JAグループの組織・事業の再構築をはかります。
- ②将来にわたって「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として機能発揮するための総合JAと、「農業や地域経済の発展を共に支えるパートナー」としての准組合員を明確に位置付けます。
- ③制度上の担保が低下するなか、JAグループ組織の結集力をいっそう発揮するため、組織の総意に基づき新たな中央会を位置付け、機能発揮をはかります。

## JA 准組合員の利用量規制は、調査の上、慎重に決定

政府が決定した法制度等の骨格では、JA理事の資格要件は、理事の過半数を原則として、認定農業者や販売・経営のプロとすることを求める規定となりました。「原則として」の取り扱いがどうなるか不透明であり、現場での混乱を招くことがないよう、地域実態をふまえた見直しが行われるようにする必要があります。

准組合員の利用量規制のあり方については、5年間の調査を行い、慎重に決定することとなりました。調査では、准組合員の果たしている役割などを明らかにする必要があります。組合員の利用量が制限されると、地域のライフレインとしての機能低下や、正准組合員双方の利便性・サービス低下につながりかねず、JA経営に大きな影響が生じる恐れがあります。

農協の事業目的は、「農業所得の増大、その他の農業者の利益の増進」「的確な事業活動により利益を上げ、その利益を事業への投資や組合員への利用高配当に充てる」旨の内容に改正するとしています。

	法制度等の骨格
理事の資格要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>○理事の過半数を原則として認定農業者や販売・経営のプロとすることを求める規定。</li> <li>○理事の年齢構成や性別に著しい偏りが生じないように配慮する旨の規定。</li> </ul>
准組合員制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○准組合員の利用量規制のあり方については、直ちに決めず、5年間の調査(①正准組合員の利用実態 ②農協改革の実行状況)を行い、慎重に決定。</li> </ul>
農協の事業目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「農業所得の増大その他農業者の利益の増進」「的確な事業活動により利益を上げ、その利益を事業への投資や組合員への利用高配当に充てる」旨の内容に改正。</li> </ul>

## 次期JA全国大会にかかる、当面のスケジュール(予定)

3月	大会議案審議会・大会議案審議専門委員会スタート
↓	議案の審議
7月	2日 理事会(組織協議案の決定)、地区別代表者会議開催
↓	組織協議
10月	1日 理事会(大会議案決定) 14、15日 JA全国大会

次期JA大会議案に向けた検討

○3月2日に総合審議会を開催し、自己改革の検討内容は、JA全国大会議案審議会等に引き継ぎ、具体化に向けた検討を行うことを決定しました。

## 連合会 選択次第で株式会社、社会医療法人に

政府が決定した法制度等の骨格では、全農・経済連は、選択次第で、株式会社組織変更できる規定となりました。厚生連についても、選択により社会医療法人に組織変更できる規定となりました。

今後は運用によって、組合員・会員の判断と関係なく、組織変更を強制されないようにする必要があります。

	法制度等の骨格
全農・経済連	○全農・経済連については、その選択により、株式会社に組織変更ができる規定。
厚生連	○厚生連については、その選択により、社会医療法人に組織変更ができる規定。